

○他自治体の人権に関する条例における公表の目的について

自治体	公表対象の 行為	氏名 公表	目的等
川崎市	差別的言動 (公共の場)	有	・ 氏名、住所等の「公表」をし、 <u>広く市民への注意喚起を促すとともに、違反行為を抑止する効果を期待するものです。</u> 【解釈指針49ページ】
相模原市	差別的言動 (公共の場)	有	・ 氏名等の「公表」をし、 <u>広く市民への注意喚起を促すとともに、違反行為を抑止する効果を期待するものです。</u> 【解釈指針62ページ】
大阪市	差別的言動 (公共の場・インターネット)	有	・ ヘイトスピーチと認定した表現活動について、ヘイトスピーチに該当するものであるとの認識、事案の概要、表現内容の拡散防止のために講じた措置、ヘイトスピーチを行ったものの氏名又は名称を公表することで、大阪市がヘイトスピーチは人権侵害であり許さないという姿勢を対外的に示し、 <u>社会的な批判を惹起しその抑止につなげる</u> ことです。 【ホームページ(第5条の解説)】
川崎市	差別的言動 (インターネット)	無	・ どのような表現活動が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するのかを <u>広く市民に周知することにより、その解消に繋げることを目的としています。</u> ・ 「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、慎重な対応が必要であり、 <u>行為者の制裁を目的として、「公表」を行うものではありません。</u> 【解釈指針55ページ】
相模原市	差別的取扱い	無	・ <u>制裁的手段ではなく、どのような行為が不当な差別的取扱いに当たるのか、また、それらに対してどのような解決策が望ましいのか等に関する考え方を市民等や事業者に提供するという観点から、不当な差別的取扱いの防止や将来的な差別事案の解決に向けた情報提供として位置付けるもの</u> 【解釈指針37ページ】
相模原市	差別的言動 (インターネット)	無	・ どのような表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」又は「障害者に対する不当な差別的言動」に該当するのかを <u>広く市民に周知することにより、その解消につなげることを目的としています。</u> 日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約することについては、慎重な対応が必要であり、 <u>行為者の制裁を目的として、「公表」を行うものではありません。</u> 【解釈指針44ページ】
愛知県	差別的言動 (公共の場)	無	・ どのような表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するのかを、 <u>広く県民に周知することにより、その解消に繋げることを目的としています。</u> ・ 表現行為を行った者(団体)の氏名又は団体の名称、住所等の公表は想定しておりません。 【解釈運用基準 16 ページ】

自治体	公表対象の 行為	氏名 公表	目的等
三重県	差別的取扱い	無	・ 氏名の公表等の制裁的措置を科(課)したりすることを規定することについては、本条例では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきといったことを踏まえ、採用していない。 【逐条解説39ページ】 ・ 制裁的手段ではなく、どのような行為が不当な差別に当たるのか、また、それらに対してどのような解決策を与えることが望ましいのか等についての有力な指針を提供するという観点から、不当な差別の防止や将来的な差別事案の解決に向けた<u>情報提供として位置付けるもの</u> 【逐条解説41ページ】
佐賀県	人権侵害行為	無	・ <u>制裁的手段ではなく</u>、どのような行為が人権侵害行為に当たるのか、また、それらに対してどのような解決策を与えることが望ましいのか等について、<u>県民に対して情報提供を行うこと</u>によって、<u>今後の人権侵害行為の発生の防止や解消を図るため</u>に、その概要を公表するものです。そのため、当事者の氏名や団体の名称、住所、その秘密に関することなど、対象者が特定される事項は除いて公表します。 【解釈・運用基準 9 ページ】

※大阪市・・・大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例

○ヘイトスピーチ対処に関する条例の合憲性に関する最高裁判例

(令和3年(行ツ)第54号 公金支出無効確認等請求事件 令和4年2月15日 第三小法廷判決)

拡散防止措置については、市長は、看板、掲示物等の撤去要請や、インターネット上の表現についての削除要請等を行うことができると解されるものの、当該要請等に応じないものに対する制裁はなく、認識等公表についても、表現活動をしたものの氏名又は名称を特定するための法的強制力を伴う手段は存在しない。そうすると、本件各規定による表現の自由の制限は、合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものというべきである。